

事務連絡
令和3年1月7日

各都道府県知事 殿
(総務部扱い)

総務省地域力創造審議官

新型コロナウイルス感染症
総務省対策本部
地域連携・調整チーム主査

新型コロナウイルスワクチン接種に向けた庁内体制の拡充について

各都道府県知事におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

さて、昨年12月18日に厚労省において開催した「第1回 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」で、新型コロナウイルスワクチン接種開始に向けて都道府県及び市区町村が準備すべき主な事項やスケジュール等が示されたところですが、ワクチンが承認された場合に速やかに接種可能な体制を整理するため、各自治体の予防接種部局には当分の間、平時をはるかに超える量の業務が発生することが見込まれるため、本日別添のとおり厚生労働省より通知が発出されました。

つきましては、事務連絡の内容を踏まえ、全庁的な執行体制を整えるとともに、管内市区町村への支援及び連絡体制を確保していただきますようお願いいたします。

事務担当

自治行政局 地域政策課

石黒理事官、菊池係長

直通 03-5253-5523

FAX 03-5253-5530

Mail t.ishiguro@soumu.go.jp

k2.kikuchi@soumu.go.jp

健発 0107 第 23 号
令和 3 年 1 月 7 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種に向けた庁内体制の拡充について（依頼）

昨年 12 月 18 日に開催した「第 1 回 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」で、新型コロナウイルスワクチン接種開始に向けて都道府県及び市区町村が準備すべき主な事項やスケジュール等について示したところですが、ワクチンが承認された場合に速やかに接種可能な体制を整理するため、各自治体の予防接種部局には当面の間、平時をはるかに超える量の業務が発生することが見込まれます。

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（健発 1023 第 3 号、令和 2 年 10 月 23 日）において、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、市町村で必要な執行体制を計画・確保するよう依頼しているところですが、貴職におかれては、全体スケジュールに遅れをとることなく準備を進めていただくため、下記の通り全庁的な準備態勢を取っていただくとともに、都道府県知事におかれては、管内の市町村に対して確実に周知いただきますよう改めてお願いします。

記

- 1 過去に予防接種行政の経験を有する者や、調達事務や広報業務の経験を持つ者などを中心に全庁的な執行体制を確保するとともに、他部局の職員に併任発令をかけるなどして、当面の間、準備を遅滞なく進めるのに必要な数の職員を予防接種部局に配置すること。
- 2 特に都道府県においては、管内の市区町村においてワクチン接種が円滑に進められるよう、市区町村への支援及び連絡体制を確保すること。
- 3 関係者との調整が期限までに整わないなど、全体のスケジュールに影響する事情が生じた場合、予防接種部局任せにせず、首長以下全庁的な体制により速やかに対応を検討すること。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築について【全体概要】

厚生労働省「第1回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会（令和2年12月18日）」配布資料

基本的な考え方

- ・ 今回のワクチンの接種は、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。
なかでも、新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策であることから、**国が主導的役割を担う必要**がある。
- ・ また、今回の接種は平時に比べ大規模な接種体制・流通体制を速やかに整備する必要があるほか、体制整備や接種の実施方法の策定では、**関係者の負担軽減を実現**する観点も重要となる。

主な観点

1. 接種体制の基本設計

- (1) 実施主体と関係者の役割分担
 - 国が指示、都道府県が協力、市町村が実施主体
- (2) 接種場所の原則と例外
 - 原則、居住地の市町村で接種
- (3) 接種会場や接種方式
 - 接種場所は医療機関や市町村設置会場
 - 接種可能人数を可能な限り多くする必要

2. 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)

- (1) 委託契約
 - 市町村、医療機関で包括的な契約を実施
- (2) 接種記録
 - 接種済証を発行、市町村の予防接種台帳で情報管理
- (3) 費用の請求・支払い
 - 住所地外接種は、国保連で請求・支払事務を実施

3. 接種に必要な物資・物流の確保

- (1) ワクチン
 - 全国民分の確保に向け交渉・支援を実施
- (2) ディープフリーザー（冷凍庫）
 - -75℃用を3,000台、-20℃用を7,500台確保
 - 国で確保し、各自治体に公平に割り当て
- (3) ドライアイス
 - 保冷ボックス用のドライアイスも国で一括調達予定

4. 接種・流通の円滑化

- (1) ワクチンの分配
 - 国と自治体が配分量を決定、医療機関等に納入
- (2) 卸売販売業者
 - 地域毎にワクチン流通を担当する卸売業者を設定
- (3) 関係者間の情報伝達
 - ワクチン配分等の情報伝達を行うシステムを構築

5. 接種順位について [新型コロナウイルス分科会、予防接種基本方針部会]

6. 接種実施の判断 [予防接種・ワクチン分科会]

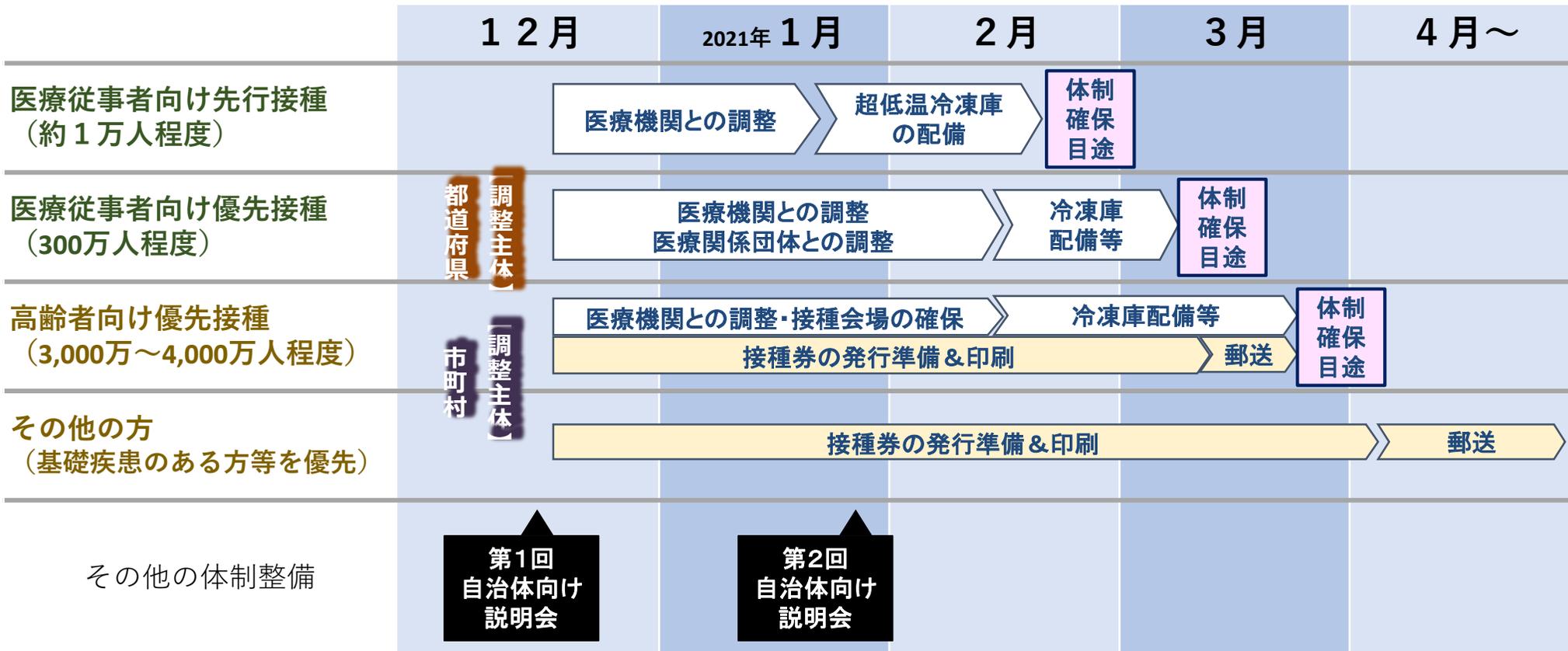
7. 副反応に関する対応 [副反応検討部会]

8. 健康被害救済 ※法改正により措置済み

新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

厚生労働省「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する都道府県向け説明会（令和3年1月15日）」配布資料

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



※優先順位は検討中の案に基づく